

行政指導に対する不同意、
趣旨・内容等の明確化及び中止等申入書

令和8年7月21日

東京法務局長 殿

〒210-0802

神奈川県川崎市川崎区大師駅前1-3-11

第2松坂荘101号

宮部 龍彦

電話 080-1442-9144

事件表示

東京法務局2擁1第552号

令和8年7月1日付け「インターネット上における識別情報の摘示による人権侵犯事件について（説示）」

上記事件について、次のとおり申し入れます。

本書は、当局との対立を拡大することを目的とするものではありません。説示の任意性と対象範囲を正確に理解し、当方が今後の行動を判断できるよう、必要な事項に限って確認をお願いするものです。

第1 申入れの趣旨

- 1 本件説示に基づく削除及び将来の不掲載の求めについて、現時点では任意の協力に同意しません。この意思を事件記録に記録してください。
- 2 本件説示に従わないことだけを理由として、不利益な取扱いをしないでください。
- 3 本件説示の法的・制度上の位置付け、任意性、責任部署及び責任者を明確にしてください。
- 4 削除対象及び「今後、二度と同様の行為」の範囲並びに判断理由を、当方が行動を選択できる程度に明確にしてください。

- 5 各投稿の内容や文脈を個別に考慮しない包括的な削除・将来不掲載の求めである場合は、その全部の撤回又は必要な範囲への限定を検討してください。
- 6 本件の既存記録について、通常の保存期間及び開示請求への対応を妨げないよう、関連する開示請求の処理中に早期廃棄を行わないようお願いします。

第2 本件説示の位置付けに関する当方の理解

行政手続法第2条第6号は、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内で一定の行政目的を実現するため、特定の者に一定の作為又は不作為を求める、処分に該当しない指導、勧告、助言その他の行為を行政指導と定義しています。

本件説示は、東京法務局が人権侵犯事件の処理として、特定の者に対し、ウェブサイト、YouTube及びXからの削除並びに将来の不掲載を求めるものです。このため、当方は、本件説示が行政指導に該当すると解し、少なくとも行政指導としての実質を有すると考えています。

法務省は、説示・勧告を人権侵害を行った者に改善を求める措置と説明し、人権侵犯事件の調査は関係者の協力による任意のものであると説明しています。また、法務局の公表資料には、救済措置は自主的改善を促すもので強制力がないとの説明があります。

したがって、当方は、本件説示だけを根拠として削除義務、将来の不掲載義務又は罰則が生じるものではなく、行政指導に当たる場合には、行政手続法第32条の任意性及び不利益取扱い禁止の原則が及ぶと理解しています。

この理解が当局の見解と異なる場合は、異なる点及び根拠を簡潔に示してください。

第3 明確化をお願いする事項

1 法的・制度上の位置付け

次の点をお示しください。

- 本件説示を行政手続法上の行政指導として取り扱っているか。
- 行政指導ではない場合、その法的・制度上の位置付け及び根拠。
- 本件説示の責任部署、責任者の職名並びに適用した規程、通知又は基準の名称。

公開されている規程等については、文書の写しではなく、正式名称、版又は改正日及びURLの案内で足ります。

2 対象範囲及び判断理由

次の点を、同じ理由が当てはまる投稿はまとめる方法でお示しください。17件それぞれについて同じ説明を繰り返していただく必要はありません。

- 説示文書の「個人のプライバシー等」の「等」が指す権利又は利益。
- 別表記載の投稿を、内容又は判断理由ごとに分けた区分と、各区分について削除が必要とされた理由。
- 投稿の一部削除、匿名化、注記等では足りず、全部削除が必要とされた理由がある場合、その要点。
- 「今後、二度と同様の行為」に含まれる行為の範囲。特に、歴史研究、報道、裁判資料の引用、公刊文献の紹介等について、個別の内容や文脈を考慮せず一律に対象とする趣旨か。

本項は、当局に新たな調査報告書や一覧表の作成を求めるものではありません。既存の説示理由又は判断記録に基づく説明で足ります。

3 同種事案に適用される一般的な基準

本件と同種の事案について、説示の選択、削除対象、将来の不掲載及び公共性・公益目的・表現の自由等の考慮に用いる現行の指針、要領、通知又は内部基準がある場合は、その名称と公表の有無をお示しください。

存在しない文書を新たに作成したり、一般的な法令解説を作成したりすることは求めています。

4 第三者への連絡

本件に関して、当方以外の者に対する削除要請、通告、情報提供又は照会を既に行っている場合に限り、次の事項をお示しください。

- 実施日
- 相手方の区分（プラットフォーム、検索事業者、行政機関その他）
- 行為の区分（削除要請、通告、情報提供、照会その他）
- 当方の氏名その他の個人情報を提供したか
- その制度上又は法令上の根拠

具体的な通信文及び当方に関する保有個人情報、別途提出する保有個人情報開示請求によって確認しますので、本書への重複添付は不要です。

第4 行政手続法第36条の2について

本書は、行政手続法第36条の2に基づく正式な申出書ではありません。

本件説示が、法律に根拠規定を置く法令違反行為の是正を求める行政指導であるとの取扱いであれば、その法律名及び条項をお示しください。そのような取扱いでない場合は、本項について詳しい回答は不要です。

第5 記録の保存

本件について現に保有する申告、調査、ウェブページ等の保存、判断、起案・決裁及び第三者との通信に関する記録について、法令及び文書管理規則に従った保存をお願いします。

これは、通常の保存期間を超えた無期限の保存、削除済みデータの復元又は新たな記録の作成を求めるものではありません。行政文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理中に、その対象となり得る既存記録が早期廃棄されないよう申し入れる趣旨です。

第6 回答方法及び回答希望日

事務処理上可能な限り、令和8年8月11日までに書面で御回答ください。

同日までに全部の回答が難しい場合は、受領した旨、担当部署及び回答見込み時期のみを先に御連絡いただければ足ります。回答は、第3の1及び2を優先し、その他は確認できた範囲で差し支えありません。

本書は法定の回答期限又は回答義務があると断定するものではありません。補正又は趣旨確認が必要な場合は、下記連絡先へ御連絡ください。

回答先：〒210-0802 神奈川県川崎市川崎区大師駅前1-3-11 第2松坂荘101号

宮部 龍彦

電話 080-1442-9144

第7 留保

- 本書は、東京法務局による侵犯事実の認定を認めるものではありません。
- 別表記載の各投稿が違法又は権利侵害に当たることを認めるものではありません。

- 確定判決、仮処分その他の独立した法的義務の存否について意見を述べるものではありません。
- 本書に記載しなかった主張又は権利を放棄するものではありません。

添 付 資 料

- 1 令和8年7月1日付け説示文書のコピー 1部

以上

署名：

参 照 し た 公 式 情 報

- 法務省「人権侵害を受けた方へ」

https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_chousa.html

- e-Gov法令検索「行政手続法」

https://laws.e-gov.go.jp/law/405AC0000000088?occasion_date=20260601